

別表

使用前検査対象の構造設備等一覧

(病院、入院施設を有する診療所)

構造設備名	根拠条文			使用前 検査	自主 検査	備考
	医療法	同法施行規則	条例			
各科専門の診察室	21	20(1)		○	○	
手術室	21	20(2)・(3)		○	△	(注2)
処置室	21	20(4)		○	○	
臨床検査施設	21	20(5)・(6)		○	○	
エックス線装置	21	20(7)		○	○	(注3)
調剤所	21	16①(14)		○	○	
消毒施設	21	16①(12)、21(1)	6(1)	○	○	
給食施設	21	20(8)・(9)		○	○	
洗濯施設	21	21(1)	6(1)	○	○	
分べん室	21			○	○	
新生児の入浴施設	21			○	○	
機能訓練室	21	20(11)、21の3		○	○	
談話室	21	21(2)、21の4	6(2)、8(1)	○	○	
食堂	21	21(3)、21の4	6(3)、8(2)	○	○	
浴室	21	21(4)、21の4	6(4)、8(3)	○	○	
集中治療室	22	21の5(1)		○	△	(注2) (注4)
	22の2	22の3(1)				
	22の3	22の7(1)				
化学、細菌及び病理の 検査施設	22	21の5(1)		○	○	
	22の2					
	22の3					
病理解剖室	22	21の5(1)				検査 対象外
	22の2					
	22の3					
研究室	22					検査 対象外
	22の2					
	22の3					
講義室	22					検査 対象外
	22の2					
	22の3					
図書室	22					検査 対象外
	22の2					
	22の3					
救急用又は患者輸送用 自動車	22	22				検査 対象外
医薬品情報管理室	22	22				検査 対象外
	22の2	22の4				

構造設備名	根拠条文			使用前 検査	自主 検査	備考
	医療法	同法施行規則	条例			
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4		○	△	(注2) (注4)
検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査施設	22の3	22の8		○	○	
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)		○	○	
放射線に関する構造設備	23	16①(1)、第4章		○	△	(注2) (注3)
病室	23	16①(2)・(2)の2・(3)・(4)・(6)・(7)		○	△	(注2)
機械換気設備	23	16①(5)		○	○	
患者の使用する屋内の直通階段	23	16①(8)・(9)		○	○	
避難階段	23	16①(10)		○	○	
患者が使用する廊下	23	16①(11)		○	○	
消毒設備	23	16①(12)		○	○	
歯科技工室	23	16①(13)		○	○	
防火上必要な設備	23	16①(15)		○	○	
消火用の機械又は器具	23	16①(16)		○	○	

(入所施設を有する助産所)

構造設備名	根拠条文			使用前 検査	自主 検査	備考
	医療法	同法施行規則	条例			
入所室	23	17①(1)・(2)		○	△	(注2)
入所する母子が使用する屋内の直通階段	23	17①(3)		○	○	
避難階段	23	17①(4)		○	○	
分べん室	23	17①(5)		○	○	
防火上必要な設備	23	17①(6)		○	○	
消火用の機械又は器具	23	17①(7)		○	○	

(根拠条文欄の「条例」は、「医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例」(平成24年岡山県条例第46号)である。)

- (注1) 根拠条文欄中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、() 囲み数字は号を示す。
(注2) 自主検査欄中、△印の付されたものについては、構造設備の変更を伴わない場合(エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合を含む)に限り、自主検査が選択可能となる。
(注3) エックス線装置については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室については、放射線に関する構造設備として扱われる。
(注4) 地域医療支援病院、特定機能病院又は臨床研究中核病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については、病室として用いられることから、病院としての検査対象に該当する。